

## はりまe家ネット 会則

### 【名称】

第1条 この会は、はりまe家ネット(以下「本会」という)と称す。

### 【事務所】

第2条 本会の事務局を 〒671-1151 兵庫県姫路市広畑区早瀬町2丁目26-2  
コーラルハウジング株式会社 一級建築士事務所 内に置く。

### 【目的】

第3条 本会は播磨地域の住宅づくりに携わる様々な担い手の参画のもと、環境に配慮した高品質かつ快適な住まいを供給することにより、住まい手が建物と地域に愛着を持って安全・安心に住み続けられるよう、また住宅づくりを通して播磨地域の住宅産業とその担い手の活性化を図り、地域発展と市場の活性化に貢献することを目的に結成する非営利団体であり、第4条に記載する事業を行う。

- ここにいう「環境に配慮した住まい」とは、建物の気密・断熱化や太陽光発電設置等による省エネに優れた住宅だけでなく、製造、流通、工事中における消費エネルギーの削減、循環型社会への配慮（地域木材の利用と再生等）など供給サイドも含めたものである。
- ここにいう「高品質かつ快適な住まい」とは耐震性、耐久性等に加え、採光や採風など自然を取り入れた設計、永く住める可変性を備えた設計、木の良さを活かした設計などバランスの取れた住まいを意味する。
- 「住宅づくりに携わる様々な担い手」には、住宅の建築、設計、施工、維持管理など、住宅の原材料の供給から維持管理・流通・除却にいたる全過程に関与する様々な業種を指し、元請・下請を問わない。

### 【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 播磨地域は、瀬戸内海に面し、冬は比較的温暖で年間を通じ日照時間も長く、台風などの被害も少なく、交通も発達し日本の中でも暮らしやすい地域である。一方、夏は高温多湿で夏の熱遮対策が重要であり、また、播磨地方の北方には長さ80kmに続く山崎断層帯があり地震に対しての備えが必要である。播磨地域に適した耐震性・耐久性に優れた長持ちする住まいを提供するための長期優良住宅設計手法の取得、施工技術のレベルアップを図るため、各種勉強会・研修会を定期的に開催する。
- 地域ブランド化事業に適する播磨地域に適した兵庫県産材を活用した長期優良住宅の基本コンセプトを作成し、設計、材木供給、現場監理、アフターメンテナンスにいたるまで施工店の支援を行う。
- 建築基準法をはじめとする法規改正、住宅性能表示制度、長期優良住宅の仕様、住宅エコポイント、地域型住宅ブランド化事業等、国や行政の住宅政策、補助制度、法規、認定、工法等に関する情報を入手し、会員に対する的確な広報を行う。
- 省エネ・創エネ・蓄エネ技術や長寿命住宅、HEMS(HomeEnergyManagementSystem)・ZEH(ZeroEnergyHouse)・自立循環型住宅・省エネ性能の評価ツール・住宅診断などの技術に関する研修会等を適宜開催する。
- その他本会の目的達成のために必要な事業を行う。

### 【会員の種別】

第5条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。法人格の有無は問わず、各種団体・個人事業主も対象とする。

- 施工店会員 主に住宅の施工・販売に係るもの

- (2) 設計事務所会員 主に設計・監理と性能評価に係るもの
- (3) 事業者会員 主に原木供給者、製材会社、プレカット加工業者に係わるもの
- (4) 賛助会員 建築資材・設備機器と不動産の流通に係るもの（金融機関や住宅瑕疵担保保険法人の他、本会の目的と事業に賛同するもの。行政と各業界の団体等も含む。）

#### 【入 会】

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を事務局経由で会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### 【入会金・会費】

第7条 入会金及び会費については【別紙2：入会金及び会費等規程】に定める規定による。  
2 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 【入会資格・条件】

第8条 本会への入会の資格は、次の通りとする。  
賛助会員以外の会員は、播磨を主たる事業地域とするものであること  
2 施工店会員は、住宅瑕疵担保責任保険又はリフォーム工事瑕疵保険の登録事業者であること  
3 設計事務所会員は、建築設計事務所の登録事業者であること  
4 本会が開設するホームページの会員紹介ページに登録することに同意し、本会が業務連絡で事務局から通知するメールまたはファックスを受信し、閲覧できる体制を有すること

#### 【会員の役割】

第9条 会員は、次の各号の役割を負うものとする。  
(1) 関係法令を遵守し、瑕疵保険・損害保険等にも万全を期し、アフターメンテナンスやクレームに誠実に対応する  
(2) 会員相互間の連携を図り、互いに研鑽し、専門知識の取得、技術の向上、現場管理の徹底に努め品質の向上に努める。  
(3) 本会の目的・事業内容を十分に理解し、播磨の気候、風土や景観に適し、地球環境に配慮した住まいづくりを推進する。

#### 【退会及び資格の喪失】

第10条 退会及び資格の喪失は、次の各号とする。

- (1) 本人から書面にて、退会の申し出があった場合
- (2) 会費を一定期間納入しなかった場合
- (3) 理事会の議決により除名する場合

#### 【役員を選任】

第11条 役員は、総会において、賛助会員以外の会員の中から選任する。

#### 【役員と任期】

- 第12条 本会の役員は、会長と副会長及び若干数の理事と会計監査役で構成する。役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者が職務を行わなければならない。

#### 【解任】

- 第13条 役員として相応しくない行為があったとき、またはその他特別な事情があるときは、総会の議決に基づいて解任することができる。

#### 【総会】

- 第14条 総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 本会の事業推進に必要な場合は、理事会の決議を経て臨時総会を開催することができる。
  - 3 総会は、会員総数の2分の1(委任状出席を含む)の出席をもって成立する。
  - 4 総会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 5 総会の議長は、出席役員の中から選出する。
  - 6 会の組織と役割分担は、第15条(理事会)及び第16条(事務局)の規程による。詳しくは別紙(組織表)に記載の通りとする。

#### 【理事会】

- 第15条 理事は、会の運営および業務執行にあたり、必要に応じて理事会を開催する。理事会は役員過半数の出席をもって成立する。理事会の会務を諮問するため、関係する役員により構成される諮問委員会を設置して、部門間の総合調整をはかるものとする。
- 2 理事会には、部門の課題等を検討する部会と本会の会員事業を実施する実行委員会を設置する。主たる部会の長には理事会の役員が就任する。

#### 【事務局】

- 第16条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。事務局は、本会会員の中から、理事会の承認を経て、任命しその責務を担う。
- 2 事務局は、各部会等と連携して会の総務・渉外、会員サポート及び会員事業の支援を行う。

#### 【施行細則】

- 第17条 会則の施行について必要な細則等は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

#### 【会計年度】

- 第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 付則1. 本会創立当初の役員は、第12条の規程に係らず、【別紙1】の役員名簿のとおりとし、平成25年3月31日までとする。但し、再任を妨げない。

この会則は平成24年5月1日より施行する。